

川崎市特定建築物等耐震改修等事業助成制度 〔御 案 内〕

目 次

1. 目的	P. 2
2. 助成対象となる建築物	P. 2
3. 受付期間	P. 2
4. 助成内容	P. 3
5. 具体的な建築物の種類	P. 4
(1) 法第14条第1項に規定する建築物	
① 多数の者が利用する建築物	P. 4
② 危険物の貯蔵・処理施設	P. 5
③ 道路の通行を妨げるおそれがある建築物	P. 5～
(2) 法附則第3条第1項に規定する建築物	P. 9～
(3) 小規模福祉施設等	P. 10
6. 制度利用のフロー	P. 11～
7. 事前相談	P. 14

相談窓口

川崎市まちづくり局
市街地整備部防災まちづくり推進課
電話 044-200-3017

川崎市川崎区宮本町1番地
市役所本庁舎（19階）

1. 目的

特定建築物等の所有者等に対して、耐震改修等を実施するための費用の一部を助成し、耐震改修等の促進を図ることで、震災に強いまちづくりを推進することを目的とする制度です。

2. 助成対象となる建築物

この制度の対象となる建築物は、以下のとおりです。（具体的な建築物の種類はそれぞれのページを御参照ください。）

- (1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」といいます。）第14条第1項に掲げる建築物「①多数の者が利用する建築物」「②危険物の貯蔵・処理施設」「③道路の通行を妨げるおそれがある建築物」（P. 4～7参照）
- (2) 法附則第3条第1項に掲げる建築物「大規模建築物」（P. 8～9参照）
- (3) 小規模福祉施設等（P. 9参照）

さらに、次の要件をすべて満たしていることが必要です。

- ・ 市内に所在する昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて着工されたもの
- ・ 耐震改修等に関し、この制度以外の助成金交付を受けていない建築物
- ・ 敷地内において、この制度に基づく同一事業の助成金交付を受けていない建築物
- ・ 建築基準法等に明らかに違反していない建築物
- ・ 国、地方公共団体、独立行政法人等が所有権等を有していない建築物

※国、地方公共団体、独立行政法人等が一部所有権等を有する建築物の場合の取扱いについては、個別に御相談下さい。

3. 受付期間

助成件数は予算の範囲内で採択しているため、受付期間等については、都度お問い合わせ下さい。

なお、申請を行った年度の1月末日までに当該事業の完了報告が行えるよう、申請をお願いします。

4. 助成内容

①耐震診断 ②耐震設計 ③耐震改修に要する費用の一部を補助します。

	補助率	限度額	
		法第14条に掲げる建築物 「①多数の者が利用する建築物」「②危険物の貯蔵・処理施設」「③道路の通行を妨げる恐れのある建築物」(P4~7) 小規模福祉施設等(P9)	法附則第3条第1項に掲げる建築物 「大規模建築物」(P8~9)
①耐震診断	2 / 3	230万円	
②耐震設計	2 / 3	140万円	140万円
③耐震改修	23%	1,000万円	4,000万円

① **耐震診断**とは、診断士が実施する法第2条第1項に規定する耐震診断です。

○助成にあたっては耐震判定委員会（既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会規約第4条の規定による同委員会に参加している団体に設置された耐震判定委員会）により、適正と評価を受けることが必要です。

○助成額の算定にあたっては、限度額とは別に、次のように対象となる耐震診断費用の㎡単価が定められています。ただし、設計図書の復元、第3者機関の判定に要する費用として1,570,000円を限度として加算することができます。

- ・延べ面積1,000㎡以内の部分：3,670円/㎡
- ・延べ面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分：1,570円/㎡
- ・延べ面積2,000㎡を超える部分：1,050円/㎡

② **耐震設計**とは、診断士が実施する耐震改修の計画及び設計です。

○助成にあたっては、耐震判定委員会等により、適正と評価を受けることが必要です。

また、耐震改修を検討されている場合は、必要に応じて法第17条第3項の規定に基づく建築物の耐震改修の計画の認定を受けるようお願いします。

③ **耐震改修**とは、施工者が実施する法第2条第2項に規定する耐震改修（敷地の整備を除く。）及び、診断士が実施する建築士法第2条第8項に基づき行う工事監理をいいます。

○助成にあたっては、耐震判定委員会等により、適正と評価を受けている耐震設計に基づく耐震改修又は耐震設計について法第17条第3項の規定に基づく建築物の耐震改修の計画の認定を受けたものであって、当該計画に基づく耐震改修であることが必要です。

○助成額の算定にあたっては、限度額とは別に、次のように対象となる耐震改修費用の㎡単価が定められています。

(ア) 一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅については、34,100円/㎡。ただし、店舗等の用途を兼ねるものにおいては、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限ります。

(イ) (ア) に掲げる共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3以上のものについては、50,200円/㎡

(ウ) (ア) 及び (イ) 以外の建築物については、51,200円/㎡

5. 具体的な建築物の種類

(1) 法第14条第1項に規定する建築物

① 多数の者が利用する建築物（法第14条第1項第1号に掲げる建築物）

用 途		規模要件
学 校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは看護学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 *屋内運動場の面積を含む
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上
病院、診療所		
劇場、観覧場、映画館、演芸場		
集会場、公会場		
展示場		
卸売市場		
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		
ホテル、旅館		
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿		
事務所		
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター、その他これらに類するもの		階数2以上かつ500㎡以上
幼稚園、保育所		
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上
遊技場		
公衆浴場		
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		
保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物		

② 危険物の貯蔵・処理施設（法第14条第1項第2号に掲げる建築物）

危険物の種類	危険物の数量
① 火薬類（法律で規定）	
イ 火薬	10t
ロ 爆薬	5t
ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50万個
ニ 銃用雷管	500万個
ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5万個
ヘ 導爆線又は導火線	500km
ト 信号炎管及び信号火箭又は煙火	2t
チ その他の火薬を使用した火工品	10t
その他の爆薬を使用した火工品	5t
② 消防法第2条第7項に規定する建築物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
③ 危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類及び同表備考第8号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類 30t 可燃性液体類 20 m ³
④ マッチ	300 マッチト
⑤ 可燃性のガス（⑦及び⑧を除く）	2 万 m ³
⑥ 圧縮ガス	20 万 m ³
⑦ 液化ガス	2,000t
⑧ 毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る）	毒物 20t 劇物 200t

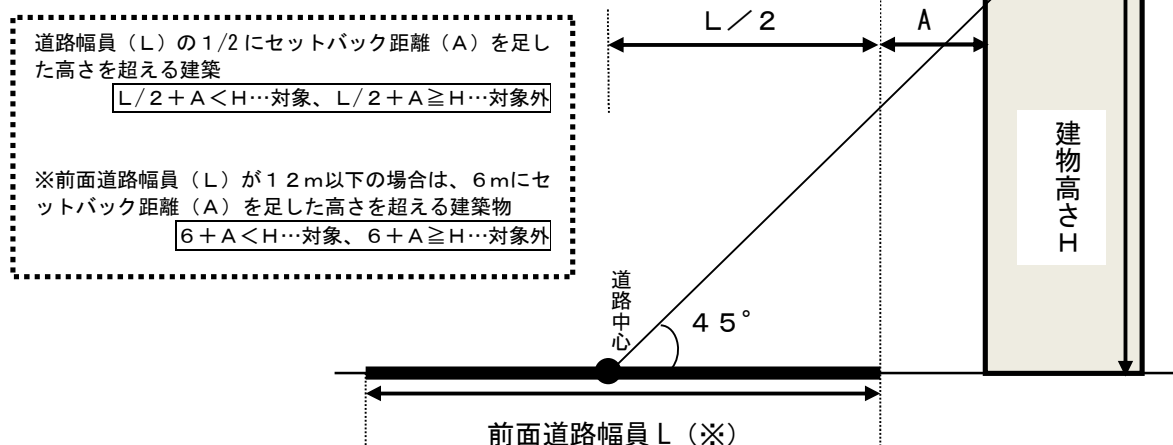
③ 道路の通行を妨げるおそれがある建築物（法第14条第1項第3号に掲げる建築物）

当該建築物の所有者が耐震診断を行い、その結果に応じて耐震改修を行うよう努める必要のある防災上重要な道路（法第6条第3項第2号による道路）として、川崎市耐震改修促進計画に位置付けられた道路（耐震診断を義務化する道路（法第6条第3項第1号による道路）以外の「緊急輸送道路」）沿いの一定の高さを超える建築物

※耐震診断を義務化する道路（法第6条第3項第1号による道路）については、「耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業」をご参照ください。

なお、指定した路線のうち、都市計画道路の事業区間については、対象外となります。

※「一定の高さを超える建築物」



第1次緊急輸送道路の路線及び区間（令和3年3月31日時点）

路線名		区間
1	県道106号 子母口綱島	市道尻手黒川線交点～横浜市境
2	県道140号 川崎町田	国道15号交点～横浜市境
3	市道 稗原線	市道尻手黒川線交点～横浜市境
4	市道 鹿島田菅線	県道川崎府中交点～県道川崎府中交点
5	市道 川崎駅丸子線	国道409号交点～国道409号交点
6	市道 南幸町渡田線	国道15号交点～県道東京大師横浜交点
7	市道 鈴木町1号線	国道409号交点～川崎区中瀬2丁目地先
8	市道 中瀬1号線	川崎区中瀬2丁目地先～国道409号交点

第2次緊急輸送道路の路線及び区間（令和8年3月31日時点）

路線名		区間
9	市道 宮内新横浜線	尻手黒川線交点～県道子母口綱島交点
10	臨港道路 千鳥町換気所周辺道路	千鳥町地内(千鳥町7号バス～市道千鳥町1号線交点)
11	臨港道路 外貿7号道路	東扇島地内(臨港道路コンテナ道路交点～国道357号交点)
12	臨港道路 コンテナ道路	東扇島地内(川崎港コンテナターミナル～臨港道路外貿7号道路交点)
13	県道13号 横浜生田	市道尻手黒川線交点～横浜市境
14	県道19号 町田調布	稲城市境～町田市境
15	県道101号 扇町川崎停車場	川崎区駅前本町～川崎区扇町
16	県道111号 大田神奈川	東京都境～横浜市境
17	県道124号 稲城読売ランド前停車場	県道世田谷町田交点～稲城市境
18	県道137号 上麻生連光寺	県道世田谷町田交点～県道町田調布交点 県道町田調布交点～稲城市境
19	県道139号 真光寺長津田	町田市境～町田市境
20	市道 幸多摩線	国道409号交点～県道世田谷町田交点
21	市道 二子千年線	市道幸多摩線交点～市道子母口宿河原線交点
22	市道 小杉菅線	国道409号交点～県道鶴見溝ノ口交点
23	市道 多摩第3号線	県道世田谷町田交点～稲城市境
24	市道 殿町夜光線	国道409号交点～市道皐橋水江町線交点
25	市道 皐橋水江町線	県道扇町川崎停車場交点～川崎区水江町
26	市道 池田浅田線	国道15号交点～県道東京大師横浜交点
27	市道 富士見鶴見駅線	国道409号交点～市道南幸町渡田線交点
28	市道 子母口宿河原線	県道鶴見溝ノ口線交点～市道幸多摩線交点
29	市道 大師大島線	国道409号交点～県道扇町川崎停車場交点
30	市道 古市場矢上線	市道幸多摩線交点～県道鶴見溝ノ口交点
31	市道 宮内新横浜線	国道409号交点～市道尻手黒川線交点
32	市道 井田20号線	県道鶴見溝ノ口交点～井田病院前
33	市道 久末鷺沼線	県道丸子中山茅ヶ崎交点～国道246号交点
34	市道 野川柿生線	市道高津5号線交点～県道横浜生田交点
35	市道 登戸野川線	市道野川菅生線交点～国道246号交点
36	市道 梶ヶ谷菅生線	市道野川菅生線交点～市道野川菅生線交点
37	市道 向ヶ丘遊園駅菅生線	横浜市境～県道川崎府中交点
38	市道 菅早野線	市道尻手黒川線交点～麻生区下麻生2丁目 麻生区下麻生2丁目～県道横浜上麻生交点

39	市道 万福寺王禅寺線	県道世田谷町田交点～市道尻手黒川線交点
40	市道 細山線	県道稲城読売ランド前停車場交点～県道世田谷町田交点
41	市道 中野島生田線	市道多摩3号線交点～県道川崎府中交点
42	市道 白石町2号線 他3路線	横浜市境～川崎区大川町
43	市道 尻手黒川線	県道世田谷町田交点～県道上麻生連光寺交点
44	市道 駅前本町20号線	県道川崎府中交点～県道扇町川崎停車場交点
45	市道 小川町線	県道扇町川崎停車場交点～日進町交差点
46	市道 宮前町9号線	国道132号交点～川崎病院交差点
47	市道 新川通8号線	川崎病院交差点～県道扇町川崎停車場交点
48	市道 殿町羽田空港線	国道409号交点(多摩川スカイブリッジ入口)～東京都境(大田区)
49	市道 浮島町線	市道浮島町2号線交点～国道357号交点
50	市道 浮島町2号線	国道409号交点(浮島公園前)～市道浮島町線交点
51	臨港道路 東扇島水江町線	市道皐橋水江町線交点～幹線5号道路交点
52	緊急用河川敷道路	多摩川右岸

※上記路線のうち、都市計画道路の事業区間については、指定の対象外となります。

※上記路線については、時点により変更される場合があります。

耐震診断を行うよう努める必要のある道路（法6条第3項第2号による道路）の路線図（令和8年3月31日時点）

東京都



横浜市

第1次緊急輸送道路

- ① 県道106号 子母口綱島
- ② 県道140号 川崎町田（一部第2次を含む）
- ③ 市道 榑原線
- ④ 市道 鹿島田菅線
- ⑤ 市道 川崎駅丸子線
- ⑥ 市道 南幸町渡田線
- ⑦ 市道 鈴木町1号線
- ⑧ 市道 中通1号線
- ⑨ 市道 宮内新横浜線
- ⑩ 臨港道路 千鳥町換気所周辺道路
- ⑪ 臨港道路 外賀7号道路
- ⑫ 臨港道路 コンテナ道路

第2次緊急輸送道路

- ⑬ 県道13号 横浜生田
- ⑭ 県道19号 町田調布
- ⑮ 県道101号 雁町川崎停車場
- ⑯ 県道111号 太田神奈川
- ⑰ 県道124号 稲城読売ランド前停車場
- ⑱ 県道137号 上麻生蓮光寺
- ⑲ 県道139号 真光寺長津田
- ⑳ 市道 幸多摩線
- ㉑ 市道 二子千年線
- ㉒ 市道 小形菅線
- ㉓ 市道 多摩第3号線
- ㉔ 市道 殿町夜光線
- ㉕ 市道 島橋水江線
- ㉖ 市道 池田浅田線
- ㉗ 市道 富士豊鶴島線

- ⑬ 子母口密河原線
- ⑭ 大師大島線
- ⑮ 古市専矢上線
- ⑯ 宮内新横浜線
- ⑰ 井田20号線
- ⑱ 久末鷺沼線
- ⑲ 野川裕生線
- ㉑ 登戸野川線
- ㉒ 梶ヶ谷菅生線
- ㉓ 向ヶ丘遊園駅菅生線
- ㉔ 音早野線
- ㉕ 万福寺土俵寺線
- ㉖ 鶴山線
- ㉗ 中野島生田線
- ㉘ 白石町2号線
- ㉙ 他3路線

※上記路線のうち、都市計画道路の事業区間については、指定の対象外となります。
 ※上記路線については、時点により変更される場合があります。

(2) 法附則第3条第1項に規定する建築物

① 「不特定多数の者が利用」及び「避難弱者が利用」する建築物のうち、大規模なもの

用途	規模要件	
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	
体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ5,000㎡以上	
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ5,000㎡以上	
病院、診療所		
劇場、観覧場、映画館、演芸場		
集会場、公会堂		
展示場		
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		
ホテル、旅館		
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		
幼稚園、保育所		階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ5,000㎡以上	
遊技場		
公衆浴場		
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		
自動車庫庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上※の危険物を貯蔵又は処理する5,000㎡以上、かつ、敷地境界線から一定距離以内※に存する建築物

② 危険物の貯蔵・処理施設のうち大規模な建築物で敷地境界線からの距離が一定以下のもの

危険物の種類	危険物の数量	要件 (当該建築物の外壁又はこれにかわる柱の面から敷地境界線までの距離が下記に定める距離以下)
① 火薬類（法律で規定） イ 火薬 ロ 爆薬 ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 ニ 銃用雷管 ホ 実包若しくは空包、 信管若しくは火管又は電気導火線 ヘ 導爆線又は導火線 ト 信号炎管及び信号火箭又は煙火 チ その他の火薬を使用した火工品 その他の爆薬を使用した火工品	10t 5t 50万個 500万個 5万個 500km 2t 10t 5t	火薬類取締法施行規則で規定する火薬類の種類及び数量に応じた第1種保安距離
② 消防法第2条第7項に規定する建築物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量	50m
③ 危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類及び同表備考第8号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類 30t 可燃性液体類 20m ³	
④ マッチ	300 マッチトン (※)	
⑤ 可燃性のガス（⑦及び⑧を除く）	2万m ³	
⑥ 圧縮ガス	20万m ³	一般高圧ガス保安規則、コンビナート等保安規則、液化石油ガス保安規則等に規定する保安距離等 (コンビナート等保安規則第5条第1項第5号に規定する製造施設の場合は50m)
⑦ 液化ガス	2,000t	
⑧ 毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る）	毒物 20t 劇物 200t	—

(※) マッチトンはマッチの軽量単位。1マッチトンは、並型マッチ(56×35×17mm)で7200個、約120kg

(3) 小規模福祉施設等（※階数・面積等規模要件はありません。）

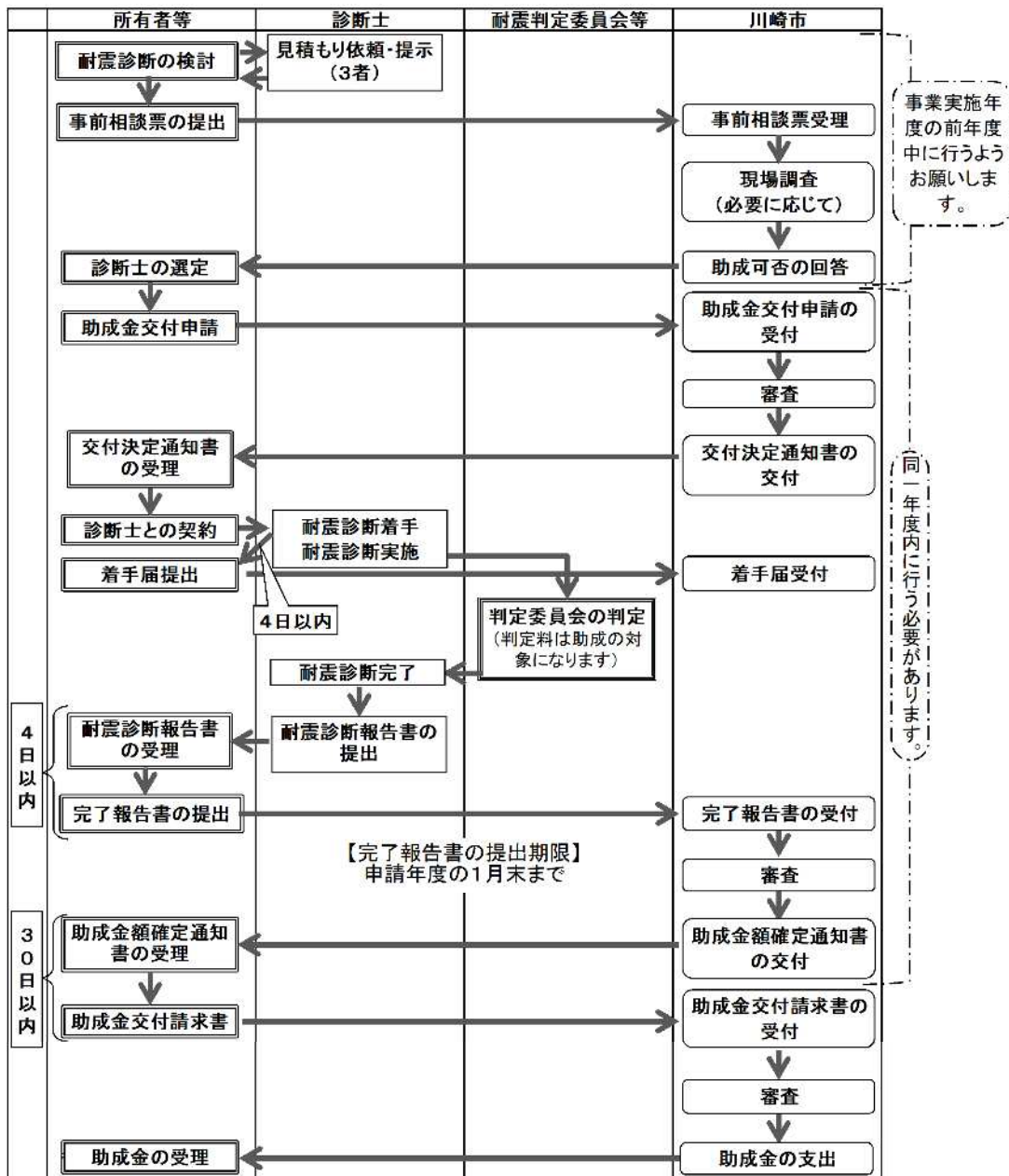
病院、介護老人保健施設、介護療養型医療施設
老人デイサービスセンター、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護施設、救護施設、更生施設、身体障害者更生施設、身体障害者療養施設、知的障害者更生施設、知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設、特定施設入所者生活介護に係る施設、介護老人福祉施設
診療所、助産所、介護老人保健施設、介護療養型医療施設
老人短期入所施設
保育所（無認可施設を含む）、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設
福祉ホーム
老人福祉センター
児童厚生施設
身体障害者福祉センター、視聴覚障害者情報提供施設
幼稚園
その他これらに類するもの

6. 制度利用のフロー

- 令和2年度から「補助金等交付事業に係る市内中小企業者への優先発注に向けた基本方針」に基づき、2者以上の市内中小企業者を含めた3者以上から見積書の徴収等を行う必要があります。詳細は「補助金等交付事業に係る市内中小企業者への優先発注」の御案内を御覧ください。
- 耐震改修等に関する契約は、市からの「交付決定通知書」の交付以後に行ってください。契約後の受付はできません。
- 助成金を受理するまでの一時的な負担が難しい場合は、市まで御相談ください。

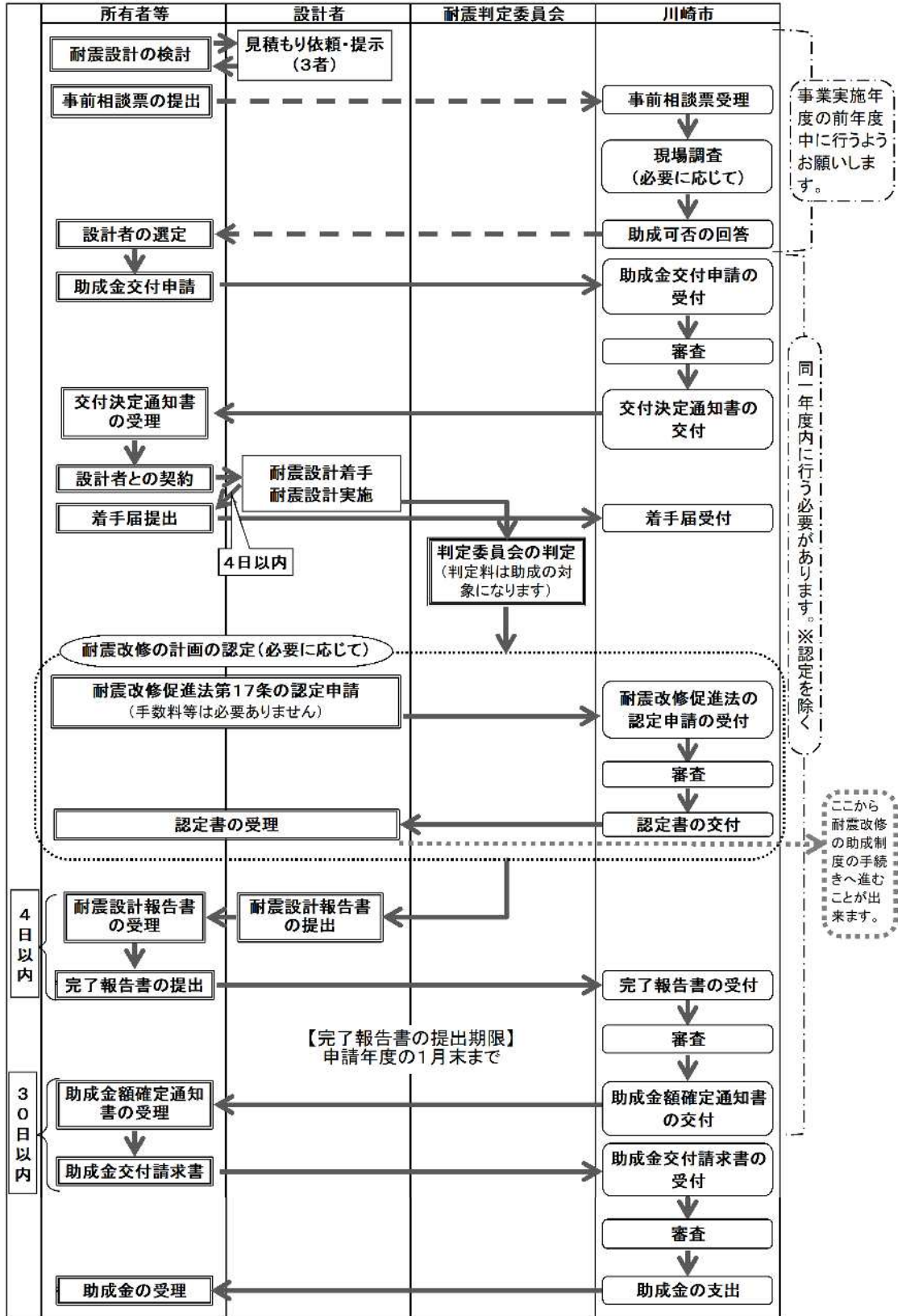
(1) 耐震診断

(※申請の際の事前相談については、申請件数について予算を見込む必要があるため、申請予定年度の前年度までに行っていただきますようお願いいたします。)



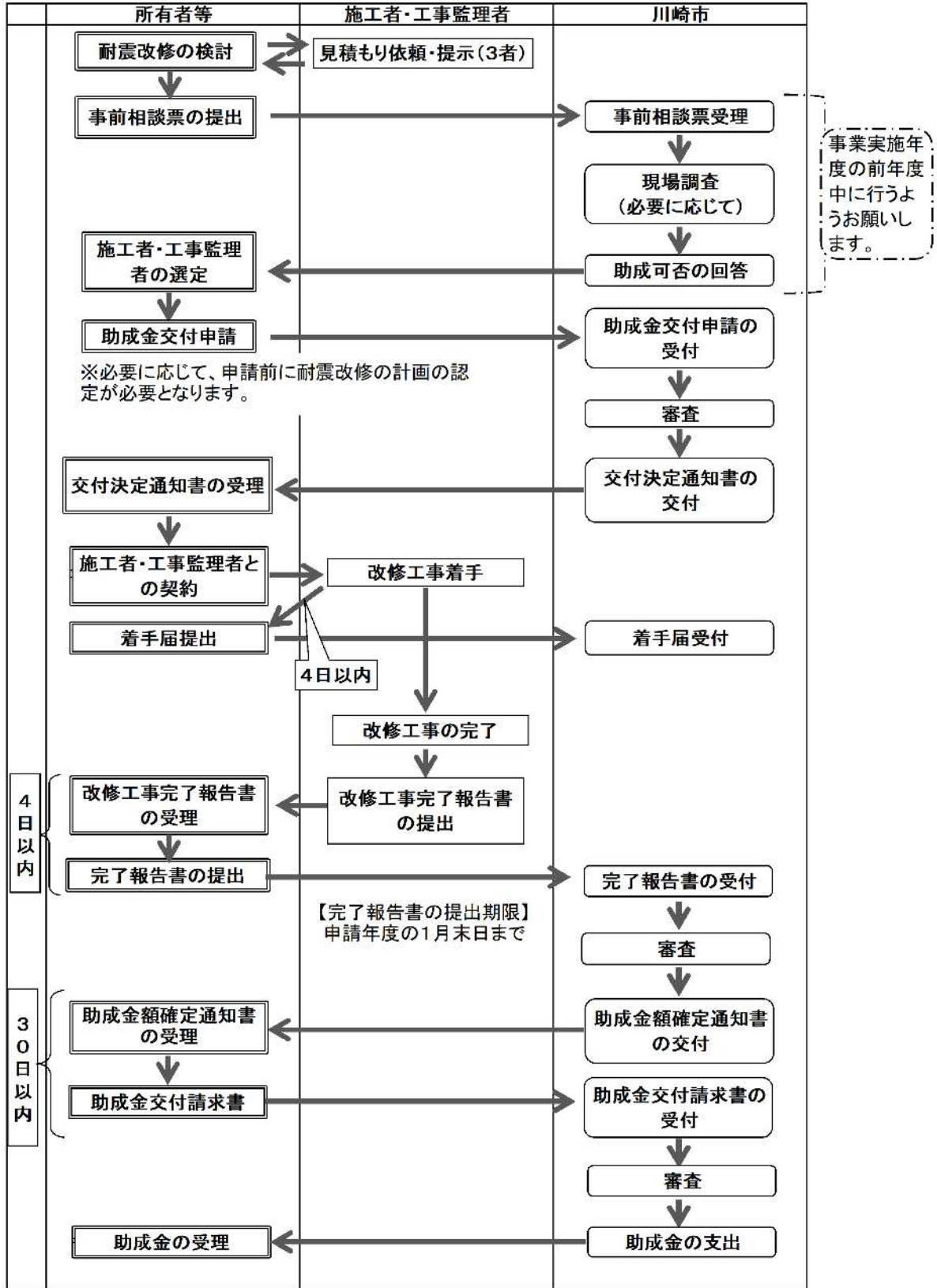
(2) 耐震設計

(※申請の際の事前相談については、申請件数について予算を見込む必要があるため、申請予定年度の前年度までに行っていただきますようお願いいたします。)



(3) 耐震改修

(※申請の際の事前相談については、申請件数について予算を見込む必要があるため、申請予定年度の前年度までに行っていただきますようお願いいたします。)



7. 事前相談

助成制度利用にあたっては、はじめに助成対象としての条件を満足しているかの確認のため、「事前相談」が必要となります。事前相談については、原則、申請予定年度の前年度までに行っていただきますようお願いいたします。

まずはP. 15の「事前相談票」に必要事項をご記入いただき、添付資料とあわせて相談窓口の防災まちづくり推進課までお持ちください。

※ 耐震改修等を実施する前に、必ず助成金交付申請手続きを行ってください。助成金交付決定を受ける前に、耐震改修等又はその契約を行ったものについては、助成金を交付できませんのでご注意ください。

※ 助成金交付申請の受理後、交付決定までは約2週間～1ヶ月の期間を要します。耐震改修等の期間を考慮し、余裕をもってご相談ください。

《事前相談に必要な書類》

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 事前相談票 | 必要事項をご記入ください。 |
| <input type="checkbox"/> 案内図 | 建築物の所在地を確認します。 |
| <input type="checkbox"/> 配置図 | 建築物の配置を確認します。 |
| <input type="checkbox"/> 平面図・立面図・断面図 | 建築物の形状を確認します。 |
| <input type="checkbox"/> 用途地域図 | 用途地域等の都市計画情報を確認します。 |
| <input type="checkbox"/> 現況写真 | 建築物の現況を確認します。 |
| <input type="checkbox"/> 確認済証、概要書(写) | 建築年月日、建築敷地等を確認します。 |
| <input type="checkbox"/> 検査済証(写) | 検査済証が交付されているかを確認します。
※確認済証と検査済証が現存しない場合、市の台帳に記録が残っていれば、市が発行する証明書をもってこれにかえることができます。 |
| <input type="checkbox"/> 求積図 | 建築物の面積を確認します。
※図面が無い場合は、個別にご相談ください。 |
| <input type="checkbox"/> 登記簿謄本又は登記事項証明書 | 建築物の所有者等を確認します。 |
| <input type="checkbox"/> 見積書 | 3者の見積書 |
| <input type="checkbox"/> 法第17条の計画の認定書
又は耐震設計に係る耐震判定委員会等の判定書(写) | 耐震改修の事前相談の場合に必要です。 |

※道路の通行を妨げるおそれがある建築物の場合、以下の書類も提出してください

- | | |
|---|----------------------|
| <input type="checkbox"/> 道水路台帳、認定路線図 | 助成制度の対象路線であるかを確認します。 |
| <input type="checkbox"/> 都市計画道路事業進捗図 | 道路と建築物高さの関係を確認します |
| <input type="checkbox"/> 道路と建築物の高さの関係
がわかる図面 | |

特定建築物等耐震改修等事業事前相談票

相談	相談者	氏名		電話番号					
		住所							
所有	所有者	氏名		電話番号					
		住所							
	所有形態	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 共有 <input type="checkbox"/> 区分所有（ <input type="checkbox"/> 管理組合あり）							
建築物概要	建築物名称								
	建物所在地	川崎市	区	(地番表記)					
	建物住所	川崎市	区	(住居表記)					
	確認済証	(新築)	年	月	日	(増築等)	年	月	日
			第		号		第		号
	検査済証	(新築)	年	月	日	(増築等)	年	月	日
			第		号		第		号
	構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> その他（ ）造							
	階数	地上 階、地下 階、塔屋 階	用途						
	敷地面積	m ²	延べ面積		m ²				
特定建築物等の種類	<input type="checkbox"/> 多数利用 <input type="checkbox"/> 危険物貯蔵場等 <input type="checkbox"/> 通行障害 <input type="checkbox"/> 大規模 <input type="checkbox"/> 小規模福祉施設等								
危険物の種類・数量*		特定建築物高さ*							
事業概要	事業区分	<input type="checkbox"/> 耐震診断 <input type="checkbox"/> 耐震設計 <input type="checkbox"/> 耐震改修							
	事業開始予定月	年	月	事業完了予定月	年	月			
	事業費	円（税抜き）							
		うち、耐震診断分			円				
		うち、耐震設計分			円				
予定申請額	, 000円								
	うち、耐震診断分			, 000円					
	うち、耐震設計分			, 000円					
耐震判定委員会									
添付資料	<input type="checkbox"/> 案内図 <input type="checkbox"/> 配置図 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 立面図 <input type="checkbox"/> 断面図 <input type="checkbox"/> 用途地域図 <input type="checkbox"/> 現況写真 <input type="checkbox"/> 確認済証（写し） <input type="checkbox"/> 検査済証（写し） <input type="checkbox"/> 延べ面積を確認できる書類 <input type="checkbox"/> 建築物の登記簿謄本又は登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 見積書等(3者)の写し（工事監理については、耐震設計と同じ設計事務所の場合は1者） （通行障害建築物の場合） <input type="checkbox"/> 道水路台帳 <input type="checkbox"/> 認定路線図 <input type="checkbox"/> 都市計画道路事業進捗図 <input type="checkbox"/> 道路と建築物の高さの関係がわかるもの （耐震改修事業の場合） <input type="checkbox"/> 法第17条の規定に基づく計画の認定書の写し又は耐震設計に係る耐震判定委員会等の判定書の写し								

*の欄は特定建築物の種類により必要な場合のみ記入してください。